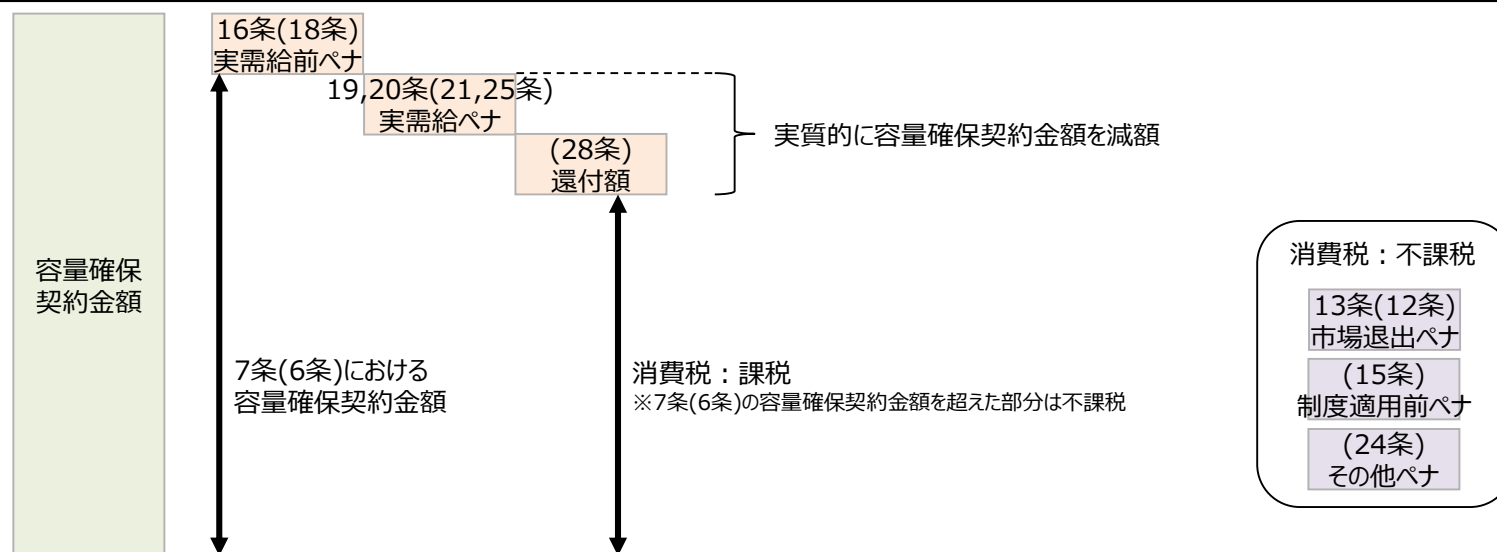


(1) 容量確保契約金額における消費税の取り扱い

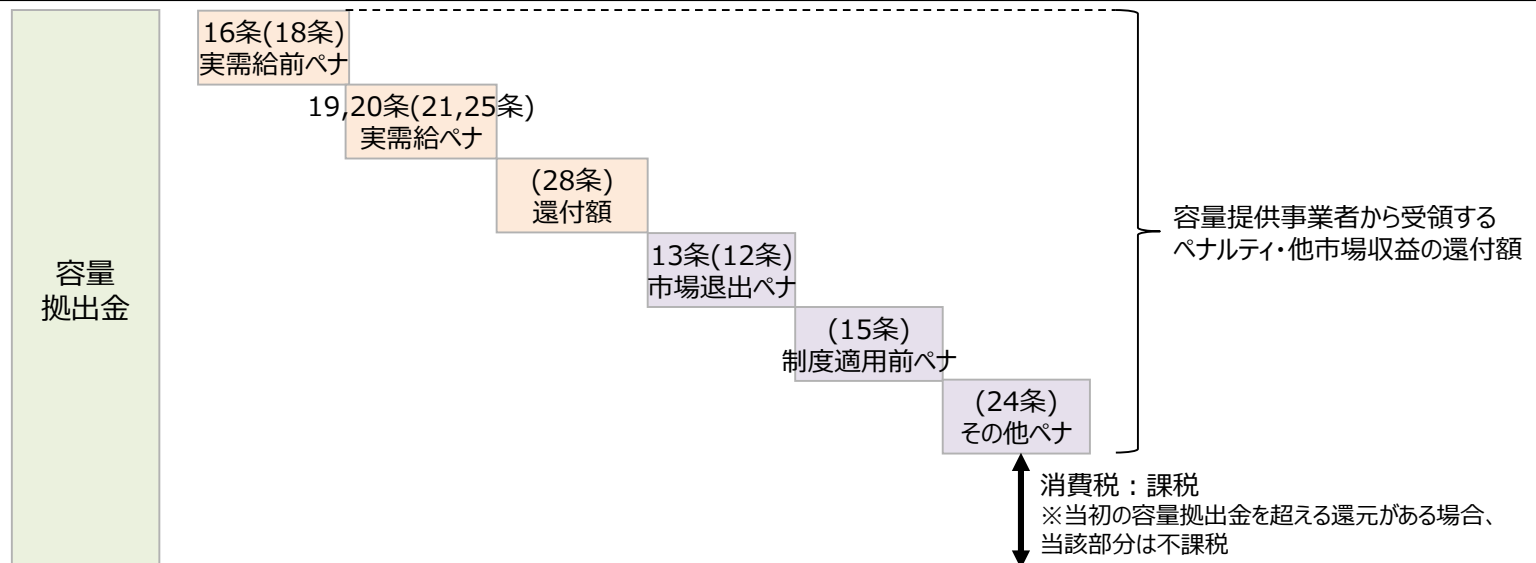
- 容量提供事業者は、供給能力を提供する対価として、容量確保契約約款（以降、約款という）7条（6条）に基づき、容量確保契約金額を受領する。※カッコ内の条番号は、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款の条とする。以降も同様。
- 約款19,20条(21,25条)の実需給のペナルティ、約款(28条)の他市場収益の還付額については、容量確保契約金額を実質的に減額するものであるため、容量確保契約金額から当該ペナルティ・還付額を控除した後の金額を課税として処理※。
※容量確保契約金額を超えた部分是对価性が認められないため、不課税として処理
- しかし、約款13条(12条)の市場退出時の経済的ペナルティ、約款(15条)の制度適用期間前のペナルティ、約款(24条)のその他のペナルティは、供給能力の提供に関係なく、容量確保契約に基づき発生するペナルティであり、「供給能力の提供」という対価性が認められないため、容量確保契約金額から控除せず、不課税として処理。



(2) 容量拠出金における消費税の取り扱い

- 小売電気事業者は、供給能力の確保義務を負っているところ、容量市場に対する容量拠出金の支払により、当該義務を果たすとされている。また、一般送配電事業者は実需給断面での周波数調整に必要な調整力を確保する責任を負っている。
- 容量拠出金は、広域機関が容量提供事業者へ支払う容量確保契約金額および、容量提供事業者から受領するペナルティ・他市場収益の還付額を勘案し、金額の算定を行い、小売電気事業者等へ請求が行われる。
- そのため、小売電気事業者等が支払う容量拠出金は、容量提供事業者において課税処理となっている約款16条(18条)・19,20条(21,25条)・(28条)だけでなく、不課税処理となっている約款13条(12条)・(15条)・(24条)を考慮した全体が、「供給能力の確保義務の履行」という対価性が認められることから、課税として処理※。

※容量拠出金を超えて還元される部分是对価性が認められないため、不課税として処理



(参考) インボイス制度対応について

説明会資料URL :

[202401_youryou_jitsujukyu_setsumeikai2_penalty-youryoukakuhokeyakukingaku.pdf \(occto.or.jp\)](https://202401_youryou_jitsujukyu_setsumeikai2_penalty-youryoukakuhokeyakukingaku.pdf)

容量市場 事業者向け説明会より【2024年1月】
(ペナルティ・容量確保契約金額対応)
(対象実需給年度：2024年度)

6. 容量提供事業者の取引に係る消費税の取扱い

34

- 消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引でも、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 広域機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ広域機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、広域機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報※を記載する運用を予定しております。

※容量提供事業者の登録番号について、容量市場システム（実需給前向け機能）に事前の情報登録をお願いします

容量確保契約金額（各月）が、経済的ペナルティを上回るケースを想定した実運用イメージ

